

「大分市自転車等の放置の防止等に関する条例」に基づく 自転車および原付バイクの駐車場（附置義務駐輪場）の設置について

指定区域内において、規定する規模を超える建築物の新築、増築を行う場合は、自転車等駐車場の設置が義務づけられております。設置が必要な場合は、建築確認申請に先立ってあらかじめ届出が必要です。

なお、自転車等駐車場の附置義務は平成19年7月1日着工分より適用されます。

1. 指定区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する「商業地域」及び「近隣商業地域」、大分駅南地区地区計画の区域 等

2. 対象となる施設の用途・施設の規模・自転車等駐車場の規模・算定の範囲

表-1 対象となる施設

施設の用途 (ア)	施設の規模 (イ)	自転車等駐車場の規模 (ウ)	算定の範囲
① 小売店舗、物品賃貸業(音楽、映像等に係るものに限る。)を営む店舗及び飲食店 ※「小売店舗」を新築する場合には緩和措置あり(5. ②参照)	施設面積が400㎡を超えるもの	施設面積20㎡ごとに1台	売場、売場間の通路、商品の陳列窓及び陳列室、承り所、会計場所、物品加工修理場、客席、調理室、待合室その他これらに類する部分の床面積
② 銀行その他の金融機関	施設面積が500㎡を超えるもの	施設面積25㎡ごとに1台	営業室、待合室、応接室、現金自動支払機設置室その他これらに類する部分の床面積
③ 遊技場(ばちこ屋、マージャン屋、ゲームセンター等)	施設面積が300㎡を超えるもの	施設面積15㎡ごとに1台	遊技室、景品交換所その他これらに類する部分の床面積
④ 専修学校、各種学校その他技芸等の教授を目的とする施設(学習塾・料理・生花・舞踏・音楽・書道・工芸教室等)	施設面積が300㎡を超えるもの	施設面積15㎡ごとに1台	教室、講堂、実習室、図書室、資料室その他これらに類する部分の床面積
⑤ スポーツ施設(ホーリング場、ゴルフ練習場、フィットネスクラブ等)	施設面積が500㎡を超えるもの	施設面積25㎡ごとに1台	競技場、運動場、練習場、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席その他これらに類する部分の床面積
⑥ 映画館、劇場、カラオケボックスその他これらに類する施設	施設面積が400㎡を超えるもの	施設面積20㎡ごとに1台	観客席、展示室、個室、待合室、売店その他これらに類する部分の床面積
⑦ 病院、診療所その他これらに類する施設	施設面積が400㎡を超えるもの	施設面積20㎡ごとに1台	待合室、診療施設、検査施設、会計場所、その他これらに類するもののうち、専ら利用者の利用に供する部分の床面積
⑧ 事務所	施設面積が2,000㎡を超えるもの	施設面積100㎡ごとに1台	事務室、会議室、応接室その他これらに類する部分の床面積

3. 自転車等駐車場の設置基準

① 自転車等駐車場の規模

- ・自転車等駐車場の規模における1台当たりの面積は、**1.2㎡**とします。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りではありません。

② 自転車等駐車場の設置場所

- ・当該施設若しくはその敷地内又は当該施設に到達するために歩行する距離がおおむね100m以内である場所に設置しなければなりません。

③ 自転車等駐車場表示板の設置

- ・設置の届出者は、自転車等駐車場の見やすい場所に、当該施設の自転車等駐車場である旨を記載した表示板を設けるものとします。 ⇒ **様式第5号**(自転車等駐車場表示板)を参照

④ 敷地が指定区域の内外にわたる場合

- ・施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該敷地の全部を指定区域とみなします。

4. 自転車等駐車場の規模の算定方法

① 新築で施設の用途が単一である場合

- ・ (施設面積 ÷ 自転車等駐車場の規模) を算定した台数

※ 「自転車等駐車場の規模」は、表-1 (ウ) 欄を参照 (以下、同様)

② 新築で混合用途施設である場合

- ・ 各施設の用途ごとに (施設面積 ÷ 自転車等駐車場の規模) を算定し、それらを合計した台数

③ 増築で施設の用途が単一である場合

- ・ 増築後の施設をすべて新築したものとみなして、(施設面積 ÷ 自転車等駐車場の規模) を算定し、(増築後の附置義務台数 - 増築前の附置義務台数) を算定した台数

④ 増築で混合用途施設である場合

- ・ 増築後の施設をすべて新築したものとみなして、各施設の用途ごとに (施設面積 ÷ 自転車等駐車場の規模) を算定し、(増築後の附置義務台数 - 増築前の附置義務台数) を算定した台数

注) (i) 算定した自転車等駐車場の規模が1台に満たない端数は、これを切り捨てるものとします。

(ii) 「混合用途施設」とは、表-1 (ア) 欄の2以上の用途に供する施設をいいます。

(iii) 「混合用途施設」については、施設の用途ごとに自転車等駐車場の規模により算定した規模の合計が20台以上である場合に適用となります。

(iv) 「増築」で届出が必要となる場合とは、表-1 (イ) 欄の規模となる増築又は当該規模の増築をいいます。

5. 緩和措置(自転車等駐車場の規模の逡減)

① 施設面積が5,000㎡を超える施設(大規模施設)の場合

- ・施設面積が5,000㎡を超える部分及び10,000㎡を超える部分について、自転車等駐車場の規模を逡減します。
 - (a) = 5,000㎡までの施設面積÷自転車等駐車場の規模
 - (b) = (5,000㎡を超え10,000㎡までの施設面積÷自転車等駐車場の規模) × 0.5
 - (c) = (10,000㎡を超える施設面積÷自転車等駐車場の規模) × 0.25
- ∴ (a) + (b) + (c) = (附置義務台数)

② 施設面積が500㎡を超える「小売店舗」を新築する場合

- ・施設面積が500㎡を超える部分について、自転車等駐車場の規模を逡減します。

表-2 小売店舗の区分

小 売 店 舗 の 区 分	率
生鮮食料品等を取り扱う小売店舗 ※「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品	1.00
書籍及び雑誌を取り扱う小売店舗	0.50
電気用品及び家具を取り扱う小売店舗	0.10
その他小売店舗	0.25

- (a) = 500㎡までの施設面積÷自転車等駐車場の規模
- (b) = (500㎡を超える施設面積÷自転車等駐車場の規模) × 各小売店舗ごとの率
- ∴ (a) + (b) = (附置義務台数)

6. 手続き等

① 提出書類

(i) 工事着手前

- ・自転車等駐車場の設置が必要な場合は、建築確認申請に先立って、あらかじめ設置の届出書の提出が必要です。
 - **自転車等駐車場設置(変更)届出書**
 - ※ 「自転車等駐車場設置(変更)届出書+添付図書」を **2部提出**
 - ⇒ **様式第4号**(自転車等駐車場設置(変更)届出書)及び**別表第3**(添付図書)を参照
 - ※ フロッピー等での届出は受付けておりません

(ii) 工事完了後

- ・自転車等駐車場の設置が完了したときは、すみやかに工事完了の届出書の提出が必要です。
 - **工事完了届出書**
 - ※ 「工事完了届出書+工事が完了した状況のわかる写真」を **1部提出**
 - ⇒ **様式第6号**(工事完了届出書)を参照
 - ※ フロッピー等での届出は受付けておりません

② 完了検査

- ・工事完了届出書を受理した後に、届出者立ち会いのもと、完成した自転車等駐車場の検査を行います。この検査で条例の規定に適合していることを確認したときは、届出者に対し完了確認証を交付します。

7. 問い合わせ先

大分市 都市交通対策課 自転車総合対策担当班 電話：097-537-5690 (内線1936)